

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 事業名

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務

(2) 事業の目的

県が高知龍馬空港に整備する新ターミナルビルの出発・到着ロビーを「高知らしさ」溢れる空間とするために室内装飾の製作などを行うもの。

(3) 事業の内容

別途定める「高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年10月19日まで

2 見積限度額

29,865千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、別途定める審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、候補者と県は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と県が交渉を行う。

5 資格要件

この業務に参加できる者は、次の要件を満たす者とする。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者又は高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務「建築一般」）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」若しくは高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 統括責任者又は主任技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。
- (7) このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。
- (8) 協力事務所（参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。
- (9) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

本公募型プロポーザルの説明会を次のとおり実施する。

- ・日時：令和7年10月2日（木）13時30分から14時30分（予定）
- ・場所：高知本町ビル4F（高知市本町5丁目2番17号）
- ・参加：別紙1を令和7年9月30日（火）12時00分までに、交通運輸政策課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認すること。

なお、1参加事業者あたりの出席者は2名までとする。

※ 上記期限までに参加申込書を提出する者がいない場合は、説明会への参加希望者がいないものとして説明会を開催しない。

## 7 質疑と回答

質疑は、令和7年10月6日（月）17:00までに、「募集要領」の別紙2により持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話で着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和7年10月9日（木）までに交通運輸政策課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080801/>）に掲載する。

<提出先>

高知県総合企画部交通運輸政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9341

電子メール：080801@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、次表に掲げる書類により申し込むこと。

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

提出書類の名称	備考
(別紙3-1) 参加申込書	A4縦、片面
(別紙3-2) 法人の概要書	A4縦、片面
(別紙3-3) 協力事務所一覧	A4縦、片面

(2) 提出方法等

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）又は、電子メール  
電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出期限

令和7年10月14日（火）12時00分（必着）

ウ 提出先

高知県総合企画部交通運輸政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9341

電子メール：080801@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 資格要件の確認

交通運輸政策課で、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和7年10月16日（木）をめぐりに電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことに対する説明を求めることができる。

イ 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の開庁日を除く。）以内に、書面により回答する。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

## 10 審査

「審査要領」のとおり。

## 11 審査結果

審査結果は、令和7年11月中旬（予定）までに、すべての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象になる。

<高知県情報公開制度> <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

## 12 日程（予定）

令和7年9月25日（木）	募集要領公示・募集開始
令和7年9月30日（火）12時00分必着	説明会参加申込締切
令和7年10月2日（木）13時30分から	説明会開催
令和7年10月6日（月）17時00分必着	質疑書提出締切
令和7年10月9日（木）	質疑書への回答をホームページに掲載
令和7年10月14日（火）12時00分必着	参加申込書提出締切
令和7年10月22日（水）12時00分必着	企画提案書提出締切
令和7年11月上旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年11月中旬	審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された種類は、必要に応じ複写する。（県及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合情報は、同条例第6条台1項第3項の規程により、非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を「募集要領」の別紙4により提出すること。開示・非開示の判断は、提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (4) 本業務の委託業務の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者

の承諾なしには利用しない。

#### 14 設計図書の閲覧

新ターミナルビルの設計図書の閲覧が必要な場合は、設計図書を収録した CD-ROM を貸与するので、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県総合企画部交通運輸政策課まで持参すること。

#### 15 問合せ先

高知県総合企画部交通運輸政策課（担当：谷岡、岡本）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9341、FAX：088-823-9526

電子メール：080801@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 16 その他

- (1) 令和7年度高知県一般会計補正予算（9月定例会）が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがある。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、高知県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (5) やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知とする。
- (6) 公示以降において、県の組織や人事の異動が伴う変更があった場合は、関係書類の提出先や問合せ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となる。

(別添)

## 設計図書貸出申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
連絡先電話番号

印

令和 7年 9月 25日付けで公告のあった下記委託業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり必要ですので、下記の条件のもとに関係設計図書の貸出を申し込みます。

### 記

1. 委託業務名

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務

2. 貸出の条件

返却期限は貸出を受けた日の翌日（翌日が閉庁日の時は、次の開庁日）午後5時とする。

設計図書のすべてのデータは企画書の提出後すみやかに破棄すること。